

1 審査会の結論

四日市市長（以下「実施機関」という。）が、令和 2 年 4 月 2 日付け農水第 1765 号-2 で行った行政情報部分開示決定は妥当である。

2 本件審査請求の概要

本件審査請求は、審査請求人が四日市市情報公開条例（平成 12 年四日市市条例第 63 号。以下「条例」という。）に基づいて令和 2 年 3 月 19 日付けで行った行政情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、実施機関が令和 2 年 4 月 2 日付けで行った行政情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）について、これを取り消し、非開示とされた申請地の地番、航空写真及び位置図（以下「本件非開示部分」という。）を開示するよう求めるものである。

なお、本件開示請求は、四日市市農業振興地域整備促進協議会（以下「本件協議会」という。）で農業委員に配布された資料の開示を求めるものであるが、同協議会は、農業委員会月例総会後に同日に開催されたものであり、農業委員会月例総会とは別の会議である。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が審査請求書その他の提出書類及び口頭による意見陳述で主張した内容の要旨は、次のとおりである。

本件開示請求で請求した行政情報は、令和 2 年 3 月 16 日に開催された本件協議会の配布資料（以下「本件行政文書」という。）である。

本件協議会は公開された会議であり、実際に審査請求人は傍聴をしている。これには行政の監視という意味もあるなかで、土地のことを取り扱う会議において、土地の地番を隠す、位置をわからなくする事は、審議の過程を解らない様にする事になる為、この様な部分開示は個人情報を守る事を目的としないで、行政の不正等を隠蔽する事を目的とするので、部分開示決定は無効である。その理由は以下のとおりである。

(1) 本件開示請求の文書は、後日、四日市市の農業振興整備計画として、公告・縦

覧される。

- (2) 農業委員会では、農業委員の方に職員が説明をするときに、土地の地番を読み上げている。そのことを傍聴者は聞くことができる。航空写真に関しても、どういう位置ですと説明をし、どこの隣ですとか、何号線沿いですとか説明をしている。
- (3) 本件協議会は、農業委員会の途中で行われており、その農業委員会の会議録の開示請求をして、入手しているが、会議録では、土地の住所や地番を非開示とすることはしていない。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書その他の提出書類及び口頭による意見陳述で主張した内容の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件開示請求の文書は、農用地の農用地域の除外に関する文書であり、手続が進むと、将来的に公告・縦覧を行って公にされる情報であるが、本件開示請求があった段階においては審議中であり、公告・縦覧がなされるまでに変更される可能性もあるものであった。
- (2) 審査請求人の主張する「農業委員会の会議録」(上記3(3))については、実施機関は農業委員会の開示決定には関与していないため、詳細は承知していない。

5 本件審査請求の争点

本件審査請求の審査にあたり、当審査会では、本件事案の争点を次の3点に整理したうえで、審査を行った。

〔争点1〕本件非開示部分は、一般人も傍聴ができる農業委員会で審議をされた資料の一部であり、また、後に公告・縦覧に付されるため、開示すべきか。

〔争点2〕本件非開示部分を含む行政文書は、一般人も傍聴ができる農業委員会で審議されており、委員会において口頭で地番も読み上げられていたため、本件非開示部分は開示すべきか。

〔争点3-1〕本件非開示部分を含む行政文書は、農業委員会も保有しており、農業委員会からは同一の行政文書について全部開示がされたか。

〔争点３－２〕同一の行政文書でなくとも、同種の文書として、他の機関と同じように開示をすべきか。

6 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、市民の知る権利を尊重し、行政情報の開示を請求する権利につき定めること等により、市の保有する情報の一層の公開を図り、市民による参加の下、市民と市との協働により、公正で民主的な市政を実現するというものである。

したがって、当審査会における具体的事案の審理に際しては、情報公開の趣旨を尊重し、条例を厳正に解釈して、審議するものである。そして、当審査会は、請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、次のとおり判断する。

(2) 事実の経過

当審査会が審査請求人及び実施機関から聴取した内容と提出された書類などから、確認することのできた事実の経過は、次のとおりである。

①令和２年３月１６日 令和元年度第２回四日市市農業振興地域整備促進協議会が開催された。

②令和２年３月１９日 審査請求人が「２０２０年３月１６日に開催された四日市市農業振興地域整備促進協議会で参加者の農業委員の方々に配布した資料の行政情報の開示をさせていただきます」と記載された行政情報開示請求書を実施機関に提出し、同請求書は、四日市市長第１７６５号〔整理番号（Ｒ２）第１２６５号〕として受付がなされた。

③令和２年４月２日 〔整理番号（Ｒ２）第１２６５号〕の開示請求に対し、実施機関が行政情報部分開示決定（令和２年４月２日付け）を行った。

同決定において実施機関は、「令和元年度第２回四日市市農業振興地域整備促進協議会で配布した事項書及び農用地区域除外協議案件についての資料」を開示対象としたうえで、当該行政情報のうち次の部分を非開示とした。

- ・農用地区域除外希望者の住所及び氏名
- ・農用地区域除外希望地所有者の住所及び氏名
- ・農用地区域除外希望地の地番
- ・農用地区域除外希望地の位置図及び航空写真

④令和２年６月１３日から同年７月１３日 本件除外地域の公告・縦覧期間

⑤令和２年７月１６日 審査請求人が実施機関に対して審査請求を行った。(＝本件審査請求)

(3) 各争点に対する判断

〔争点１〕本件非開示部分は、一般人も傍聴ができる農業委員会で審議をされた資料の一部であり、また、後に公告・縦覧に付されるため、開示すべきか。

審査請求人は、本件行政文書は傍聴が可能な会議で配布され、また、公告・縦覧の手続があることを理由に開示すべきであるとの主張をする。

この点につき、条例上、傍聴可能な会議で配布された行政文書について、当該行政文書を開示する旨の定めはない。そのため、他の行政文書と同様に、原則は当該文書を開示すべきであるが、個人情報が含まれている場合には、不開示とすべきである（条例第７条第２項第２号）。

当審査会にて、本件非開示部分を調査したところ、本件非開示部分は、個人が所有する土地の地番等であり、個人情報に該当することを確認した。

次に、農業振興地域の整備に関する法律において、農業委員会にて農業振興地域除外の決定後、当該除外地域を公告・縦覧する制度が設けられているが、この公告・縦覧の制度が、「法令により公とされ、又は公にすることが予定されている情報」（条例第７条第２項第２号ア）に該当するかを検討する。

本件開示請求は、当該除外地域の公告・縦覧がなされる前に開示請求をされている。また、本件行政文書は、本件開示請求の時点で、審議検討中のものであり、審議の経緯によっては修正等が加えられることがあり、当該行政文書のまま公告・縦覧されることが決定されていなかった。

よって、本件非開示部分は、法令により公とされ、又は公にすることが予定されている情報（条例第７条第２項第２号ア）には該当しない。

〔争点２〕本件非開示部分を含む行政文書は、一般人も傍聴ができる農業委員会で審議されており、委員会において口頭で地番も読み上げられていたため、本件非開示部分は開示すべきか。

審査請求人は、本件行政文書が、傍聴が可能な会議で配布され、口頭で土地の地番が読み上げられたことを理由に開示すべきであると主張する。

この点につき、情報公開制度で行政情報を開示すべきか否かは条例に基づいて判断するものであり、傍聴が可能な会議において、口頭で土地の地番が読み

上げられたとしても、直ちに開示する理由とはならない。

よって、本件非開示部分を開示すべき理由には該当しない。

〔争点３－１〕 本件非開示部分を含む行政文書は、農業委員会も保有しており、農業委員会からは同一の行政文書について全部開示がされたか。

審査請求人は農業委員会から同一の行政文書につき全部開示がされていると主張するため、当審査会は審査請求人が主張する行政文書の提出を求めた。その結果、審査請求人は、農委第１５０号令和元年１１月８日付け行政情報部分開示決定にて開示された文書（以下「農業委員会開示文書」という。）を当審査会に提出した。

当該文書は、①平成１５年１０月７日に開催された農地部会の議案書中、農地法第５条の規定による許可申請内容一覧（四季菜尾平店建築（新築）に関する部分）、②平成１５年１０月７日に開催された農地部会議事録（四季菜尾平店の増築時における関係書類）、③平成２８年５月９日に開催された農地部会の議事録中、農地法第５条の規定による許可申請内容一覧（四季菜尾平店建築（増築）に関する部分）、④平成２８年５月９日に開催された農地部会議事録、⑤農地法の規定による許可申請書の進達関係書類であった。

これらは、本件行政文書（令和元年度第２回四日市市農業振興地域整備促進協議会で配布した事項書及び農用地区域除外協議案件についての資料（令和２年３月１６日開催））と同一ではなかった。そのため、本件行政文書の非開示部分と農業委員会が開示した文書（令和元年１１月８日付け）を比較して、実施機関と農業委員会の非開示部分が異なる判断に至ったとの事実は確認できなかった。

また、当審査会で調査したところ、農業委員会が本件非開示部分を含む行政文書を全部開示決定したという事実は、確認できなかった。

よって、農業委員会から本件非開示部分を含む行政文書の全部開示をしたとの審査請求人の主張は認められない。

〔争点３－２〕 同一の行政文書でなくとも、同種の文書として、他の機関と同じように開示をすべきか。

上記〔争点３－１〕のとおり、農業委員会が開示した行政文書と実施機関が開示した行政文書は同一の行政文書ではなかったが、申請地の地番及び申請地の位置図など、審査請求人の主張に沿った開示が行われている箇所がある。この

ため当審査会では、同種の行政文書であった場合、他の機関と同じように実施機関が開示すべきかを検討した。

この差異については、農業委員会における農地法第5条の規定による許可と、本件協議会における農業振興地域除外手続の、決定経過の違いを考慮に入れなければならない。農業委員会では同委員会の決議によって内容が確定する。これに対して農業振興地域除外手続では、本件協議会だけでは確定せず、その後に変更の可能性がある。本件開示請求がなされた時点では、まだ変更の可能性を残しており未確定であった。このような両制度の差異が、非開示部分が異なる結論になったものと考えられる。

そのため、本件行政文書につき、本件非開示部分を非開示とすることは妥当である。

以上のことから、「1 審査会の結論」のように判断する。

7 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年1月27日	・ 諮問書受理
令和6年4月16日	・ 審議（令和6年度第1回審査会合議体）
令和6年5月14日	・ 審議（令和6年度第2回審査会合議体）
令和6年6月18日	・ 審議（令和6年度第3回審査会合議体）
令和6年7月30日	・ 審査請求人の口頭による意見陳述及び審議 （令和6年度第4回審査会合議体）
令和6年9月12日	・ 審議（令和6年度第5回審査会合議体）
令和6年10月21日	・ 審議（令和6年度第6回審査会合議体）
令和6年12月9日	・ 審議（令和6年度第7回審査会合議体）
令和7年1月15日	・ 審議（令和6年度第8回審査会合議体）
令和7年2月18日	・ 審議（令和6年度第9回審査会合議体）
令和7年3月5日	・ 答申

経緯（参考）

令和2年3月19日 行政情報開示請求

令和2年4月2日 行政情報部分開示決定

令和 2 年 7 月 1 6 日 審査請求

令和 2 年 9 月 2 5 日 弁明書

令和 2 年 1 2 月 1 日 反論書